

貸対第1118号  
平成24年6月14日

大阪クレジット・サラ金被害者の会  
代表幹事 小川 清 様  
同 植田勝博 様  
同 堀泰夫 様

大阪府商工労働部貸金業対策課長



公開質問状について（回答）

平素は、本府貸金業施策の推進につき、ご支援ご協力を賜り、お礼申し上げます。

さて、平成24年5月28日付けの公開質問状についてでございますが、大阪府では、平成23年度に借金専門の相談窓口として「再チャレンジ支援プラザ」を設け、返済困難者相談の強化を図ったところであり、ヤミ金融被害相談（平成22年度27件→23年度139件）も含め、相談件数は大幅に増加している状況にあります。

また、当プラザで受ける相談については、相談者を力づけながら、生活と事業の再建を図ることを目標に、相談者個々の事情に鑑み、その意思や希望を尊重しながら、対応を図っているところでございます。

ヤミ金融被害者への対応についても、基本的には同様な考えでございますが、相談の際には、「ヤミ金融には一切の返済を行わない」ことが解決に向けた一歩であることを伝えると同時に、警察をはじめ、法律専門家とも連携しながら、厳正な対応を進めているところでございます。

なお、ご質問趣旨にあった「返済の必要がないにもかかわらず、ヤミ金融業者を尾行するために相談者に返済をさせたことがうかがい知れます」は、事実と異なっています。当該事案は、相談者自身がヤミ金融業者に返済、及び一切の連絡を拒否した後に尾行を行ったものであり、返済を行った事実はありません。なお、この相談者は、ヤミ金融業者を怖がり、「待ち合わせ場所に行かなければ、家族にどのような災いが降りかかるかわからない」との強い懸念を持っていたため、同待ち合わせ場所に警察からの出向職員とともに赴き、対応を行ったものです。

ご質問への回答は、下記記載のとおりです。なお、ヤミ金融業者に対して、「当課が如何なる対応を行っているか」のご質問については、今後の対策に影響を及ぼすことも考えられることから、回答を控えさせていただいたところがございますのでご承知ください。

最後になりましたが、大阪クレジット・サラ金被害者の会におかれましては、当課施策の推進につきまして、引き続きのご支援、ご協力をお願いいたします。

1について

平成20年度 13件、平成21年度 15件、平成22年度 27件、

平成23年度 139件（保存期間は3年）

2について

再チャレンジ支援プラザ発足後は、ヤミ金融被害者の生活再建をも図るため、当課が



者自身に自らの進路を決定していただくために必要な情報提供を行いながら、方針の決定、法的な手続選択、様々な行政資源（福祉・労働・警察機関等のサービス）の活用について、支援していくことにしています。

#### 8について

ヤミ金融被害相談には、基本的には7の記載により推進を図っており、個別事案ごとに支援内容は異なります。例えば、ヤミ金融利用額が数万円の方と数百万円の方、あるいは利用期間が数日の方と何年もという方など利用形態は異なり、さらには、解決に向けた本人の意思も、ヤミ金融業者とは手を切れれば十分だという方と担保（手形）を取り戻したい、過払い状態の利息を取り戻したいという方まで、様々な事例があります。したがって、当課で、ヤミ金融業者を指導し解決を図ったものもあれば、担保を速やかに取り戻すため、当課職員が相談者とともに警察署・弁護士事務所に同行し、解決を図ったものまで、多様な状況になっています。

#### 9について

例えば、ヤミ金融の利用額が小額（例えば数万円）の場合であって、相談者の意思が業者に遺恨を残さないよう元金だけは返済したい、とにかく電話はやめるように指導して欲しいといった場合等には、残元金のみを返済し、解決を図るケースはあります。件数は把握していません。

#### 10について

例えば、どこからも借入ができず、ヤミ金融を利用してしまっただが、支払いができないといった方もおられます。こうした相談者については、元金を返済することなく、解決を図ったケースはあります。件数は把握していません。

#### 11について

相談時には、「今後、ヤミ金融には一切の返済を行わない」が解決に向けた一歩であることを相談者に伝えていきます。その上で、相談者の意思を確認しながら、事例に応じた対応を図っております。

なお、記載の最高裁判例については、法律的な判断・解釈を伴うものであり、生活状況・借入額・返済額が異なるすべての相談者の方に、同じように説明することが必ずしも有効とは考えていません。当課では、事例に応じ、口頭で説明、あるいは金融庁HPにある最高裁「平成20年6月10日判決の概要」を参考に手渡ししております。

#### 12について

刑事告発については、その有・無、有の場合の件数を発表することは、ヤミ金融業者に手の内をさらすものであり、当課の今後のヤミ金融対策に影響すると考えます。故、ご回答は控えさせていただきます。なお、ヤミ金融業者対策については、警察と密接に連携を行い助力を得て、解決に努めています。

#### 13について

銀行口座の凍結についても、上記7と同様、今後のヤミ金融対策行政に影響するこ



とから、ご回答は控えさせていただきます。なお、ヤミ金融業者対策については、警察と密接に連携を行い助力を得て、解決に努めています。

14について

携帯電話の利用停止の申し入れについても、上記12と同様、今後のヤミ金融対策行政に影響することから、ご回答は控えさせていただきます。なお、ヤミ金融業者対策については、警察と密接に連携を行い助力を得て、解決に努めています。

15について

例えば、世保(か)助子(か)となつたものを取り戻すためなど、当課単独で対応することが困難、あるいは妥当ではないと判断され、加えて、法律専門家に引き継いだほうが適切な解決が期待される事案については、弁護士に引き継ぐという方法もとっています。23年度は2件ありました。

